

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 11 日（金）第3024号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（6件）（商工政策課取扱い） 4
- 平成26年度鹿児島県屋外広告物講習会開催の公告（都市計画課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 8

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
三気堂薬局南さつま店	南さつま市加世田東本町12番 10	平成26年 7 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
よしの脳神経外科・消化器外科	鹿児島市川上町1902-3	平成26年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
あさひ調剤薬局中央店	薩摩川内市横馬場町5番6号	平成26年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
中山クリニック	薩摩川内市高城町1602	平成26年 7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マリンバ調剤薬局	鹿児島市東千石町2番14号プレール東千石101号	平成26年 7月1日	精神通院医療
平和薬局	鹿児島市荒田二丁目74番2号	平成26年 7月1日	精神通院医療
たまる調剤薬局	日置市東市来町長里34	平成26年 7月1日	精神通院医療
さと薬局	薩摩川内市平佐町1689番地8	平成26年 7月1日	精神通院医療
針持薬局	伊佐市大口針持320番地7	平成26年 7月1日	精神通院医療
中ノ丸薬局	始良市東餅田字中ノ丸433番地17	平成26年 7月1日	精神通院医療
ピッコロ調剤薬局	始良市平松4745番地3	平成26年 7月1日	精神通院医療
ふじ薬局	鹿屋市下祓川町1792番地2	平成26年 7月1日	精神通院医療
久保薬局	奄美市名瀬港町4番21号	平成26年	精神通院医療

7 月 1 日

鹿児島県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社オアシス	曾於市末吉町南之郷4354番地2	さくら訪問看護ステーション	曾於市末吉町南之郷4354番地2	平成26年7月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第764号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
とまと薬局小川店 鹿児島市小川町22番6号	名称	かなえ薬局	とまと薬局小川店	精神通院医療

鹿児島県告示第765号

大島郡瀬戸内町古仁屋船津29番地 上原康弘及び大島郡瀬戸内町古仁屋242番地 池田啓男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域（瀬戸内漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として追込網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第766号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1200号	平成32年8月11日	魚かす粉末	6-10魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量10.0	該当なし	株式会社 窪田商店	鹿児島市 城南町19 番10号

鹿児島県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区寺原換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年6月26日に行った。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業の期間 平成26年 8 月 11 日から平成27年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 阿久根市及び長島町

鹿児島県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 7 月 11 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	西之表市西之表字松原口 16388番1地先から同市西 之表字折口16513番3地先 まで	前	13.5～15.0	80.0
			後	11.0～15.0	80.0

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により錦江町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 7 月 11 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー大根占店
肝属郡錦江町馬場字禱山2096番1 外35筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 1 月 31 日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 1 月 31 日
- 3 意見の概要

営業時間延長に伴い、騒音や交通障害等については、近隣住民より苦情等があった場合は、速やかに対応するものとする。

また、営業時間延長に伴う照明時間延長による虫の誘引が発生し、隣接農地に害虫等の被

害が懸念される場合には、速やかに対応するものとする。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により垂水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー垂水店
垂水市中央町32番2号 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 1 月 31 日
- 3 意見の概要
地元商工会等に聞き取りを行ったが、特に支障はない。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ソレイユタウン加治木
始良市加治木町木田159番地2 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 3 日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 3 日
- 3 意見の概要
店舗営業時間の延長に伴い、騒音や交通障害等について、近隣住民より苦情等があった場合は、速やかに対応するものとする。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー寿店
鹿屋市寿七丁目494番1 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 7 日
- 3 意見の概要
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー西原店
鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 7 日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 7 日
- 3 意見の概要
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー串良店
鹿屋市串良町岡崎1825番地1 外14筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 10 日
- 3 意見の概要
特になし

平成26年度鹿児島県屋外広告物講習会開催の公告

鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第19条の10第1項の規定により、次のとおり講習会を開催する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催の日時
平成26年 8 月 21 日（木）午前10時から午後 5 時まで
平成26年 8 月 22 日（金）午前10時から午後 4 時まで
- 2 開催の場所
鹿児島県社会福祉センター 7 階大会議室（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 3 講習会の定員
60人（先着順）
- 4 講習事項等

期 日	時 間	講 習 事 項	内 容
平成26年 8 月 21 日 (木)	午前10時から 正午まで (2 時間)	屋外広告物に関する法令	屋外広告物法，都市計画法，鹿児島県屋外広告物条例，鹿児島県屋外広告物条例施行規則等の概要

	午後 1 時から 午後 5 時まで (4 時間)	屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の種類ごとの材料、構造、設置方法等について
平成26年 8 月 22 日 (金)	午前10時から 正午まで (2 時間)	屋外広告物に関する法令	鹿児島市屋外広告物条例、鹿児島市屋外広告物条例施行規則、道路法、建築基準法等の概要
	午後 1 時から 午後 4 時まで (3 時間)	屋外広告物の表示方法に関する事項	広告物の意匠、色彩及び形状と景観との調和の在り方等について

5 受講の一部免除

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、講習事項のうち屋外広告物の施工に関する事項についての受講を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練で帆布製品製造に係るものを修了した者、同法第28条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第 1 項に規定する技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した者

6 受講資格

制限はない。

7 講習手数料

2,200円（2,200円分の鹿児島県収入証紙を講習会受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、講習会受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。）

8 受講手続

- (1) 受講希望者は、講習会受講申込書及び5により受講の一部免除を受けようとする者にあつては受講一部免除申請書を提出すること。
- (2) 講習会受講申込書等の提出先及び受付期間は、次のとおりとする。

ア 提出先

鹿児島県土木部都市計画課調整係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

イ 受付期間

平成26年7月25日（金）から同年8月8日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年8月8日の消印のあるものまで受け付ける。

講習会受講申込書等の受付は、先着順に行い、受付期間内であっても定員になり次第終了する。

- (3) 講習会受講申込書等の用紙の交付

講習会受講申込書等の用紙は、鹿児島県土木部都市計画課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先を明記し、92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 講習会修了証明書の交付

講習会において受講すべき事項の全部を受講した者に対して、講習会修了証明書を交付する。

10 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県土木部都市計画課調整係（電話 099-286-3680）に対して行うこと。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県警察本部長 池田克史

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等の名称及び数量

蓄電池装置の賃貸借 一式

(2) 借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

平成27年 1 月 1 日から平成34年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年 7 月 11 日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、1の(5)に示す借入期間における借入代金としての総額を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成26年8月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成26年8月21日午前11時
 - イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）
- (6) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (イ) 交付場所 (2)に同じ。
 - (イ) 交付期限 平成26年8月6日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、平成26年8月20日正午までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課庁舎管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2237）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Lease of ; Valve Regulated Lead-Acid Stationary Batteries System,1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 20 August 2014

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2237)

FAX 099-206-5560

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成26年 7 月 11 日

鹿児島県労働委員会会長 宮廻甫允

あっせん員候補者名簿

氏 名	経 歴	委嘱年月日
宮廻 甫允	現 鹿児島大学名誉教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成12. 6. 7
末永 睦男	現 弁護士	平成22. 7. 1

	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
濱潟 剛	現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成21. 7. 14
北崎 浩嗣	現 鹿児島大学法文学部教授	平成24. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
田中 佐和子	現 弁護士	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
榮留 道夫	現 自治労鹿児島県本部執行委員長	平成24. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
川俣 広孝	現 鹿児島県電力総連会長	平成24. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
奥 恵利美	現 連合かごしまユニオン副執行委員長	平成25. 8. 27
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
大島 幹敏	現 U Aゼンセン鹿児島県支部支部長	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
下町 和三	現 連合鹿児島事務局長	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
伊地知 司	現 南国交通株式会社代表取締役社長	平成24. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
中村 博之	現 トヨタカローラ鹿児島株式会社代表取締役社長	平成24. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
本坊 浩幸	現 薩摩酒造株式会社代表取締役社長	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
久永 修平	現 株式会社久永代表取締役社長	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
吉富 秀介	現 中川運輸株式会社代表取締役社長	平成26. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
森山 潔稔	現 鹿児島県労働委員会事務局長	平成25. 4. 23
松江 忠弘	現 鹿児島県労働委員会事務局次長兼総務課長	平成25. 4. 23
塘 作一	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	平成26. 4. 8